

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ)第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
(a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
(c) 新築されたもの
(d) 建築後使用されたことのないもの
認定低炭素住宅
(e) 新築されたもの
(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ)第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋 { 令和 年 月 日 { (ハ) 新築 } } が
{ (ニ) 取得 }

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	

令和 年 月 日

福井県越前町長 青柳良彦